

総合馬術競技およびエンデュランス競技に関する公認競技会規程 第2版

第1条 定義

主催者からの申請に基づき、本連盟総合馬術本部あるいはエンデュランス本部が審査の上、承認し公示する競技会を日本馬術連盟公認競技会（以下公認競技会という）と称す。

第2条 事務処理

公認の承認に関する事務処理については、全て本規程による。

第3条 申請

公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の1ヶ月前までに申請料を添えて申請書（様式A-総合馬術、様式A-エンデュランス）を本連盟に提出するものとする。

2 本連盟の助成金または補助金の対象となっている競技会は公認競技会として承認しない。ただし、組成団体が主催する競技会を除く。

第4条 公認申請料

公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本連盟に公認申請料を納付しなければならない。

- 2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。
- 3 公認申請料は、1競技会につき10,800円（消費税込み）とする。
- 4 納付された公認申請料はいかなる場合でも返却しない。

第5条 承認

審査は当該競技本部が行い、本部長承認の上で文書にて通知するものとする。

2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。

第6条 主催者

公認競技会的主催者である申請者は、本連盟の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本連盟の個人登録会員でなければならない。

第7条 国際馬術連盟公認

国際馬術連盟公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の4ヶ月前までに申請書（FEI様式）を本連盟に提出し、併せて本連盟の公認を申請するものとする。

2 国際馬術連盟の公認料等については、主催者の負担とする。

第 8 条 審査事項

審査事項は次の通りとする。

- ①競技会の名称（本連盟が主催する競技会や競技を連想する名称は承認しない）
- ②主催者
- ③開催日程
- ④開催場所
- ⑤実施要項
- ⑥大会役員（必須：審判長、上訴委員、技術代表、コースデザイナー（総合馬術）、チーフスチュワード、オフィシャル獣医師、救護医師または看護師、実務責任者）
- ⑦救護体制
- ⑧公認申請料の納付（振込み受領書の写し添付）

第 9 条 大会役員

大会役員は、必須の役職を含み主催者が独自に編成する。

第 10 条 公認の公示

主催者は、当該競技会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に「公益社団法人日本馬術連盟公認競技会」である旨を表示するものとする。

第 11 条 報告書

主催者は、公認競技会終了後 1 週間以内に、実施した全競技成績を書面で本連盟事務局に提出すること。

2 臨場した獣医師は、別に定める様式により獣医事報告書を主催者に提出し、主催者はそれを公認競技会終了後 1 週間以内に当連盟事務局に提出するものとする。

3（公認エンデュランス競技会のみ）審判長ならびに獣医師団長は、公認競技会終了後 1 週間以内に別に定める様式により本連盟事務局に報告書を提出すること。

第 12 条 競技成績

公認競技会の成績表は、指定フォーマットにより作成し担当審判員の署名を受けること。なお、フォーマットは、ホームページからダウンロードするほか事務局より入手のこと。

第 13 条 完走証明書（エンデュランス）

公認エンデュランス競技会の主催者は、完走した人馬に対して完走証明書を発行すること。

2 人馬の能力証明は、完走証明書をもって有効とする。

第 14 条 トレーニングライドおよびプレノービス（エンデュランス）

40km 以下の競技をトレーニングライドと呼び、着順を競わないものとする。トレーニングライドにおいては、主催者は獣医師団長、技術代表と協議の上、最速時間と制限時間を設定する。また、各競技区間の走行距離は 30km 以下とする。ただし、コース作成上やむを得ない場合は、1 区間 40km も認める。

トレーニングライド出場選手は、バックガードを着用することが望ましい。

2 60km を初めて完走しようとする選手のための 60km 競技をプレノービスと呼ぶ。プレノービスでは、最速時間を設定する。

3 トレーニングライドおよびプレノービスに参加する人馬は、本連盟競技会規程第 815 条を参照のこと。

附則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

第 11 条